



退去強制業務について

平成29年11月
法務省入国管理局

入国警備官（公安職）

法違反者の取締り

（公権力の行使）

- 違反調査
摘発・出頭申告・関係機関からの身柄引取など
- 警備処遇
被収容者の処遇
- 令書執行
退去強制令書の執行(送還)・仮放免者の動静監視

平成29年度末1,450人（定員）

入国審査官（行政職）

法令に適合しているかの判断

（許可，命令等）

- 入国審査(入国事前審査を含む)
- 在留審査
- 上陸審判・違反審判

平成29年度末2,882人（定員）

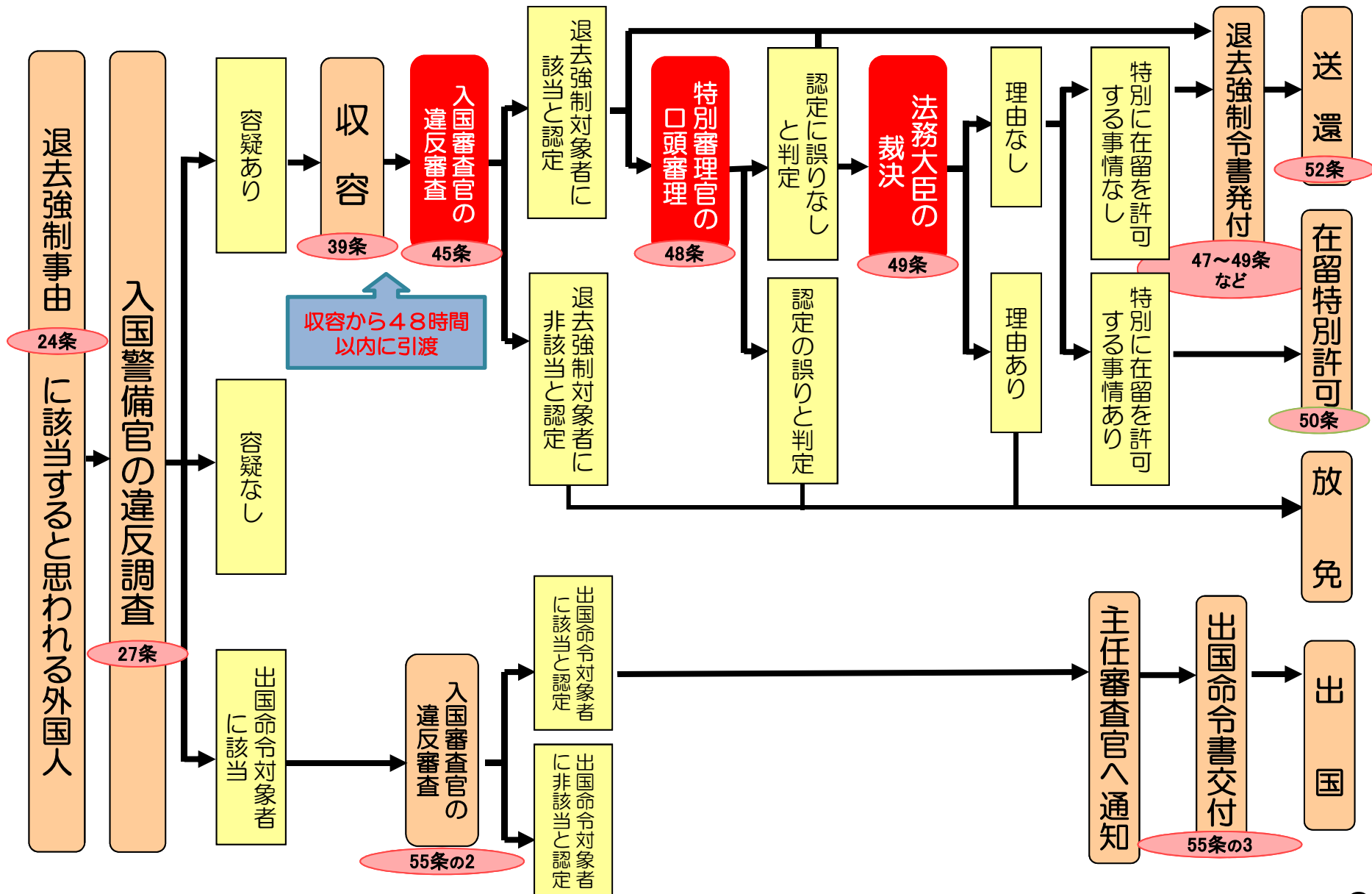
難民調査官

難民認定に関する調査等

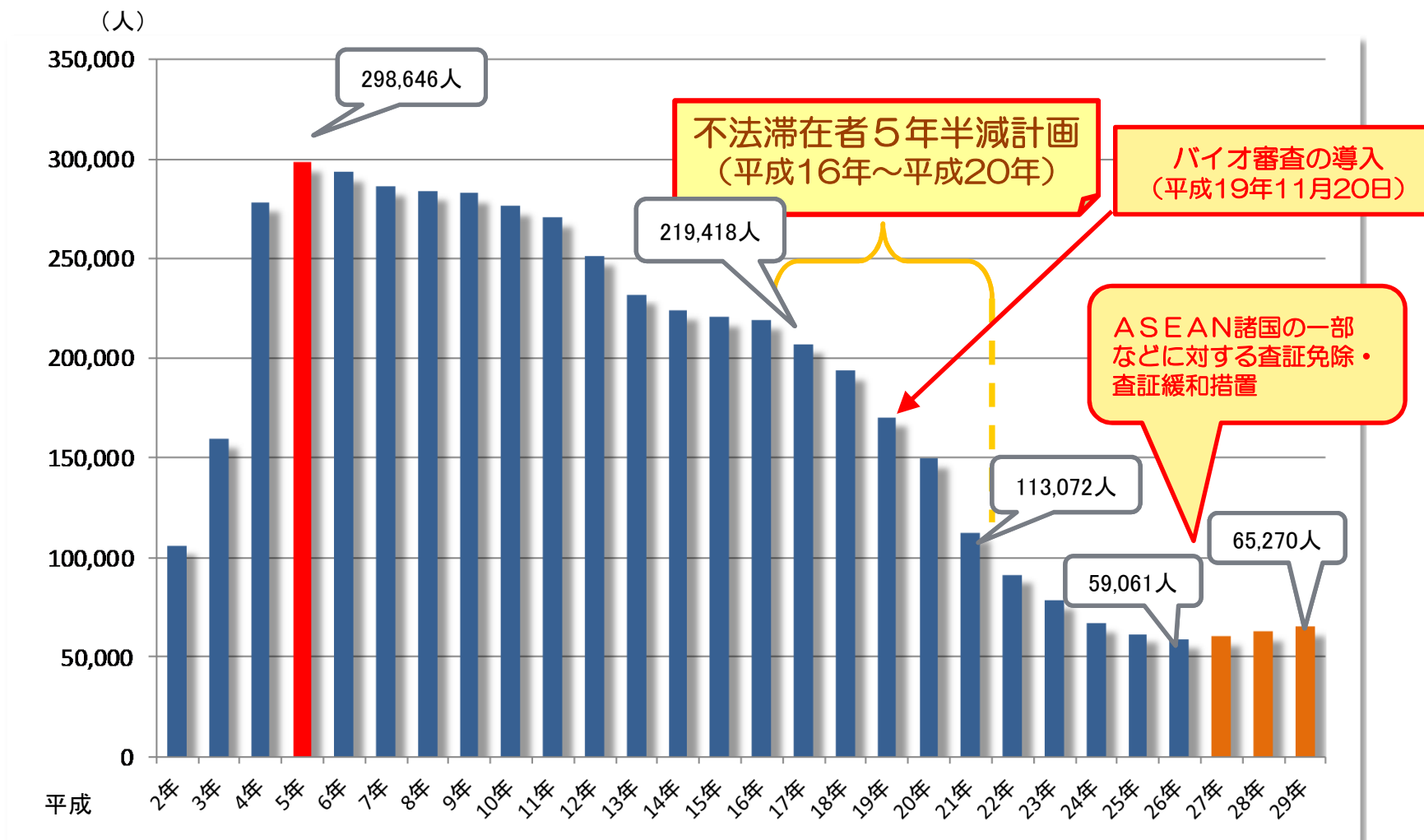
（入国審査官のうち

法務大臣が指定する者）

退去強制手続の流れ

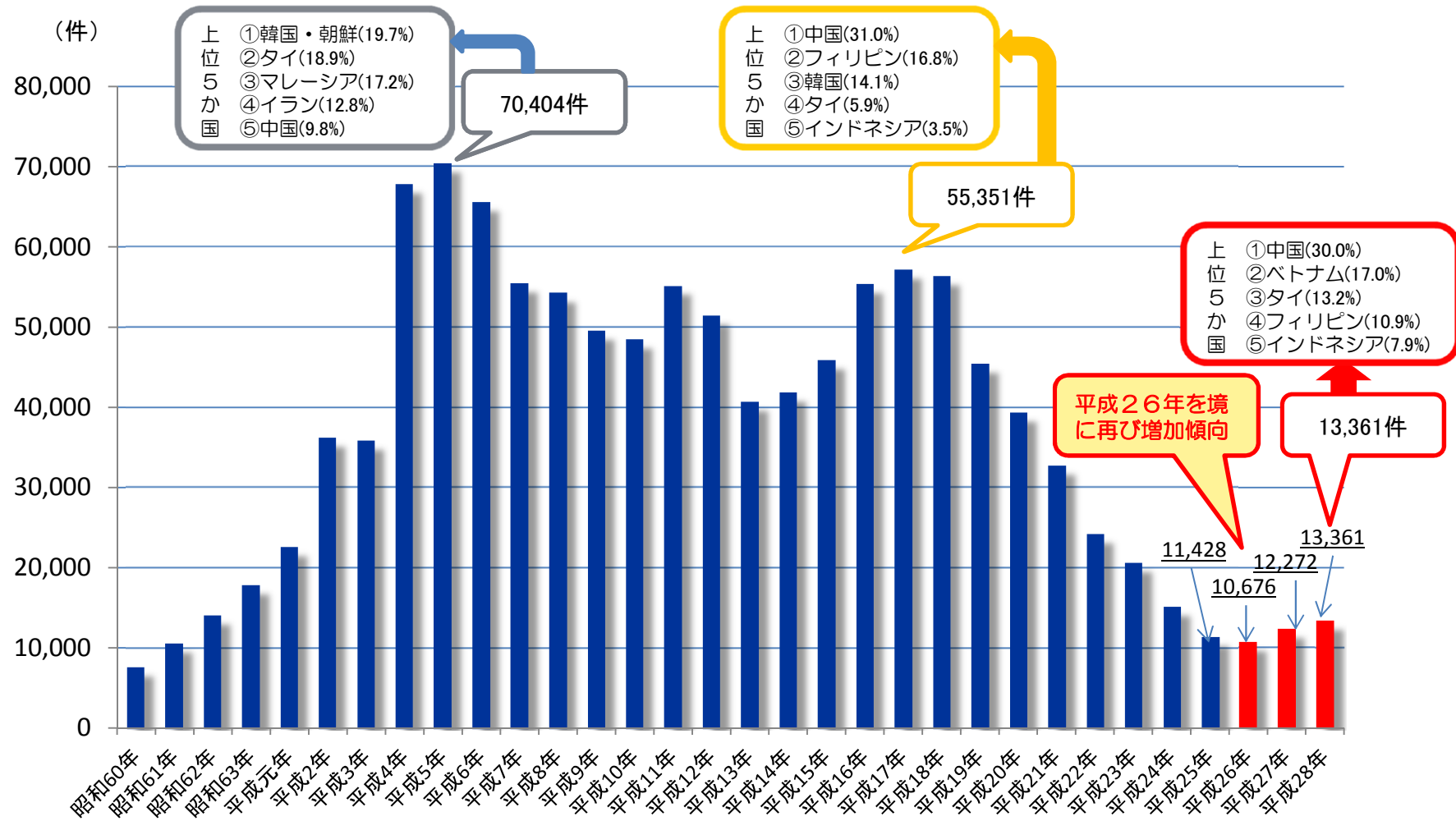


不法残留者数の推移



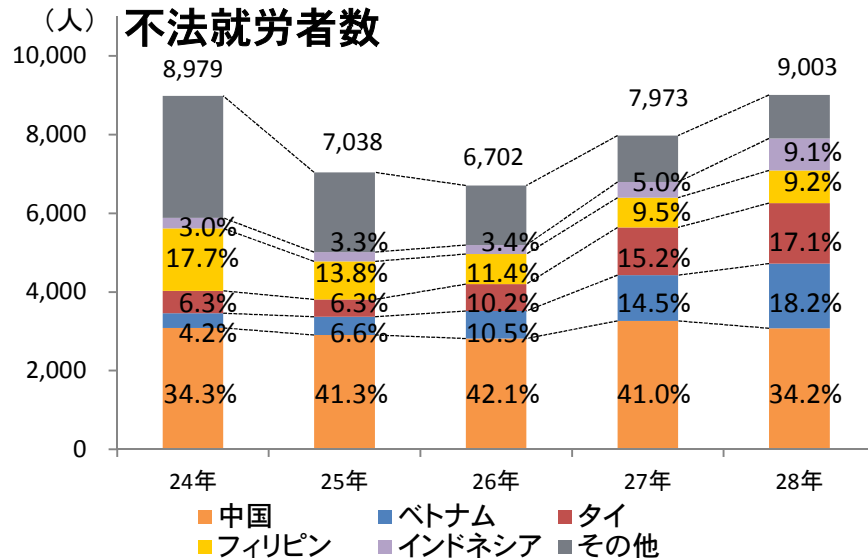
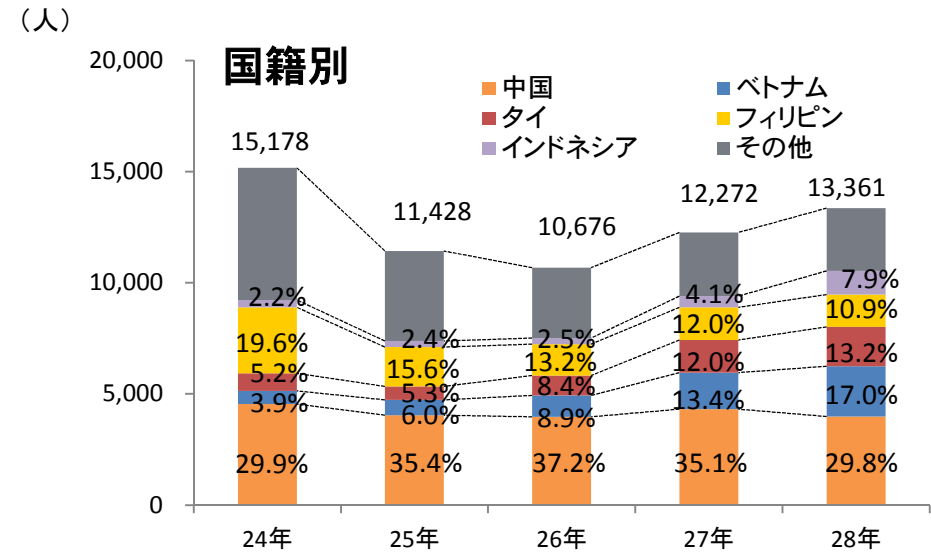
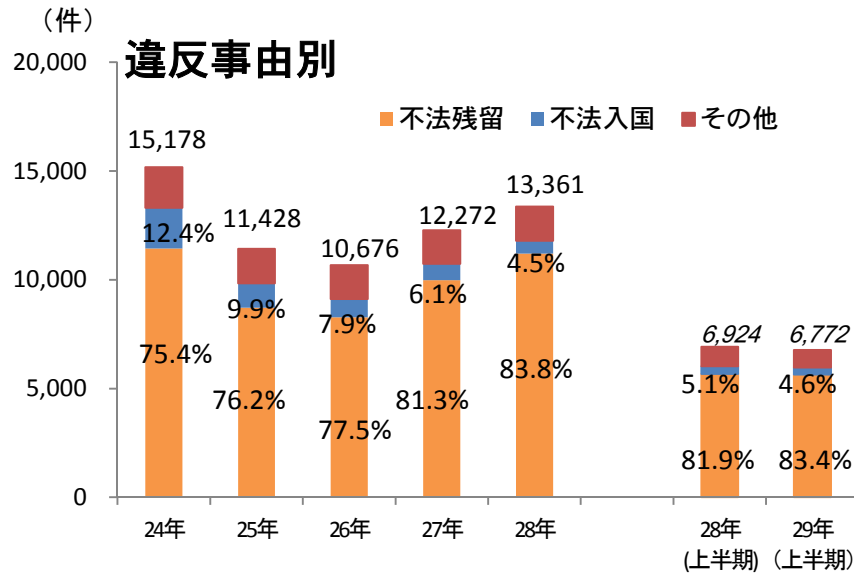
※ 平成2年は7月1日現在, 平成3年～平成8年は5月1日現在, 平成9年以降は1月1日現在の電算記録に基づく推計

入管法違反事件の推移①



※ 入管法違反事件数は、入国審査官への引渡し・引継ぎ件数と出国命令手続件数の合計数である。

入管法違反事件の推移②

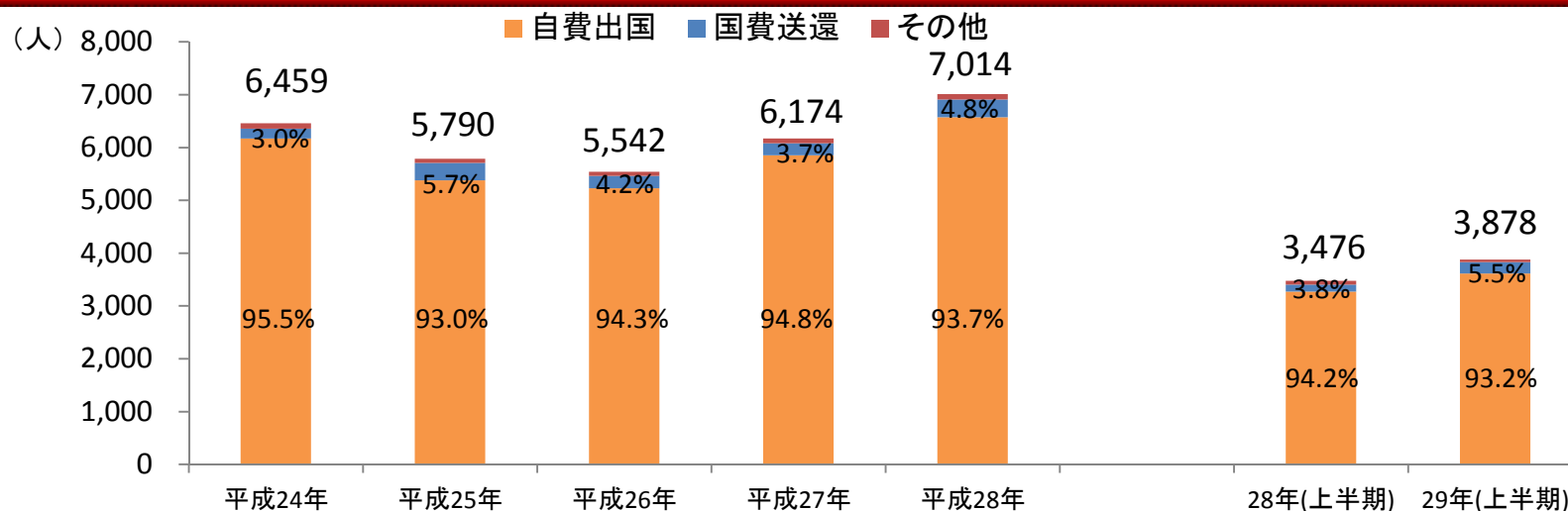


不法就労者の稼働場所・就労内容 (平成28年)

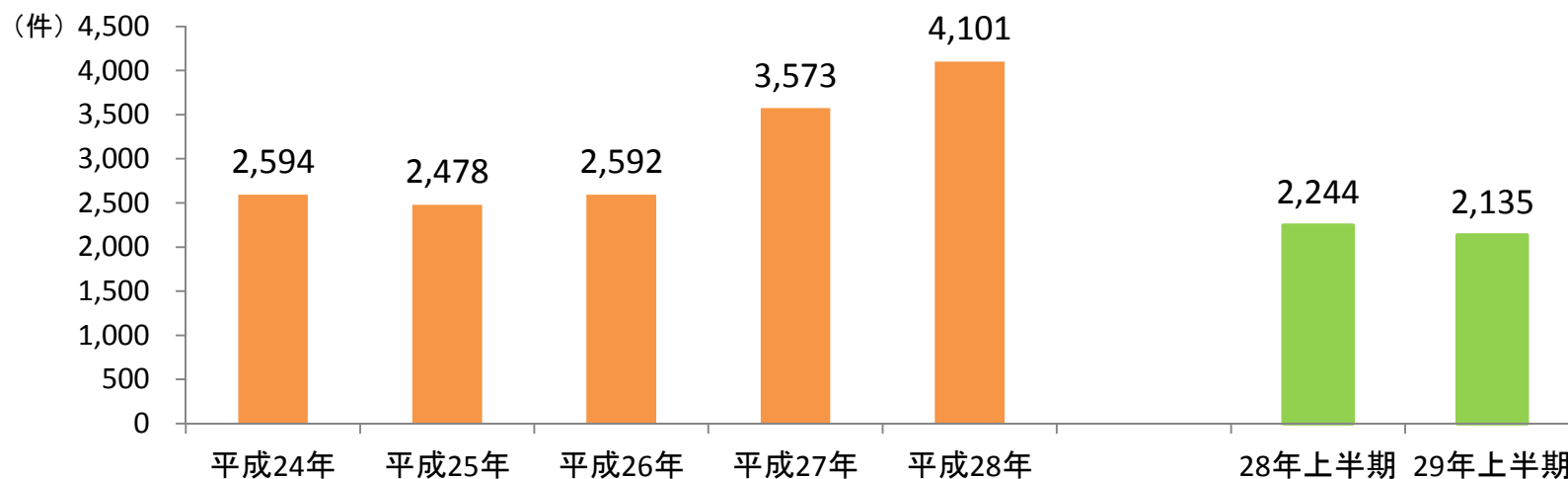
	総数	農業	建設	工員	その他
総数	9,003	2,215	1,713	1,410	3,665
茨城	2,038	1,443 (16.0%)	148	135	312
千葉	1,559	466	338	136	619
東京	1,187	8	388	64	727
愛知	891	19	89	316	467
埼玉	716	32	222	177	285
その他	2,612	247	528	582	1,255

(単位:人)

送還人員の推移



出国命令書交付件数の推移

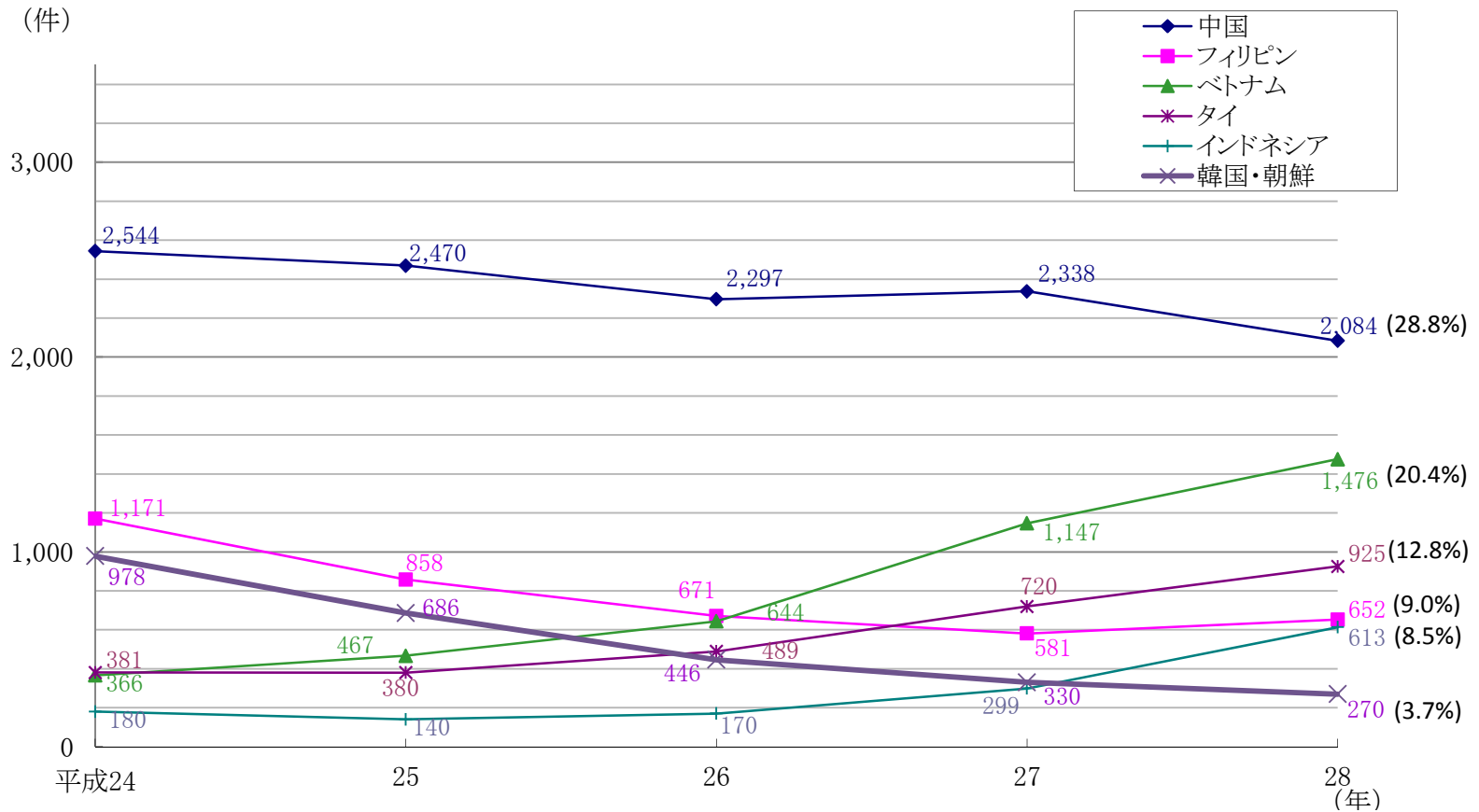


退去強制令書発付件数の推移 (事由別)

(件)

退去強制事由	年						29(上半期) (前年同期比)
	平成24	25	26	27	28 (上半期)	29(上半期)	
総数	7,329	6,425	5,821	6,589	7,241	3,567	3900 (9.3%)
不法残留	4,270	3,907	3,574	4,218	4,981	2,335	2782 (19.1%)
不法入国	1,430	1,001	733	638	495	270	245 (▲9.3%)
不法上陸	134	164	160	223	233	140	84 (▲40.0%)
資格外活動	622	491	405	374	497	270	310 (14.8%)
刑罰法令違反	576	501	404	472	428	177	195 (10.2%)
その他	297	361	545	664	607	375	284 (▲24.3%)

退去強制令書発付件数の推移 (主な国籍・地域別)



在留特別許可件数の推移 (違反態様別, 国籍・地域別)



違反態様別

(件)

年 退去強制事由	平成24	25	26	27	28(対前年比)
総数	5,336	2,840	2,291	2,023	1552(▲23.3%)
不法残留	4,304	2,161	1,643	1,504	1106(▲26.5%)
不法入国・不法上陸	491	270	223	155	130(▲16.1%)
刑罰法令違反	203	111	114	136	113(▲16.9%)
資格外活動	14	3	3	5	3(▲40.0%)
その他(併立含む)	324	295	308	223	200(▲10.3%)

国籍・地域別

(件)

年 国籍・地域	平成24	25	26	27	28(対前年比)
総数	5,336	2,840	2,291	2,023	1552(▲23.3%)
フィリピン	1,535	758	581	517	413(▲20.1%)
中国	809	422	421	393	284(▲27.7%)
韓国・朝鮮	693	400	286	222	166(▲25.2%)
ベトナム	128	98	100	84	84(0.0%)
タイ	312	140	93	104	79(▲24.0%)
中国(台湾)	69	49	33	36	16(▲55.6%)
インドネシア	49	32	18	11	12(9.1%)
その他	1,741	941	759	656	498(▲24.1%)

不法滞在者・偽装滞在者対策①



○ 不法滞在者とは、

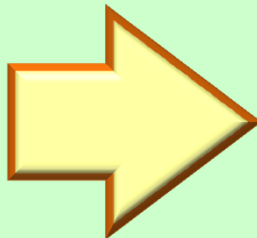
- 偽変造旅券等を行使して不法に入国し不法に我が国に居続ける者
- 在留期間を経過しても不法に我が国に居続ける者

○ 偽装滞在者とは、

偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造又は虚偽の文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り，あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者

あるいは

必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが，現に在留資格における活動とかけ離れて不法に就労等する者



表見上はあくまでも「正規滞在者」

その実態を正確に把握することは困難であるが，実質的に不正な入国・在留を画策する者として，その増加が懸念されている。

不法滞在者・偽装滞在者対策②

不法滞在者・偽装滞在者

問題点

・不法残留者等の増加が我が国の治安や労働市場等への悪影響も懸念



※更なる縮減が必要

これまでの主な取組

- 個人識別情報を活用した入国審査 ⇒ リピーター等，不法残留予備軍の排除
- 在留カードを用いた中長期在留者の管理 ⇒ 偽装滞在者の排除・防止等
- 関係機関との連携，情報の収集・分析等による摘発の推進
⇒ 潜在する不法滞在者・偽装滞在者の排除
- 出国命令制度の創設，出頭申告の促進 ⇒ 不法残留者等の排除

今後の取組（※検討中を含む）

- ◆ 更なる関係機関との連携強化，情報の分析による効果的かつ効率的な摘発・審査の実施
- ◆ 平成29年1月1日に施行された改正入管法による偽装滞在者対策の強化
- ◆ 濫用・誤用的な難民認定申請者への対策強化
- ◆ 外国から郵送される偽造在留カードの国内流入防止のための取組

送還忌避者（退令仮放免者）に係る諸問題



現状・問題点

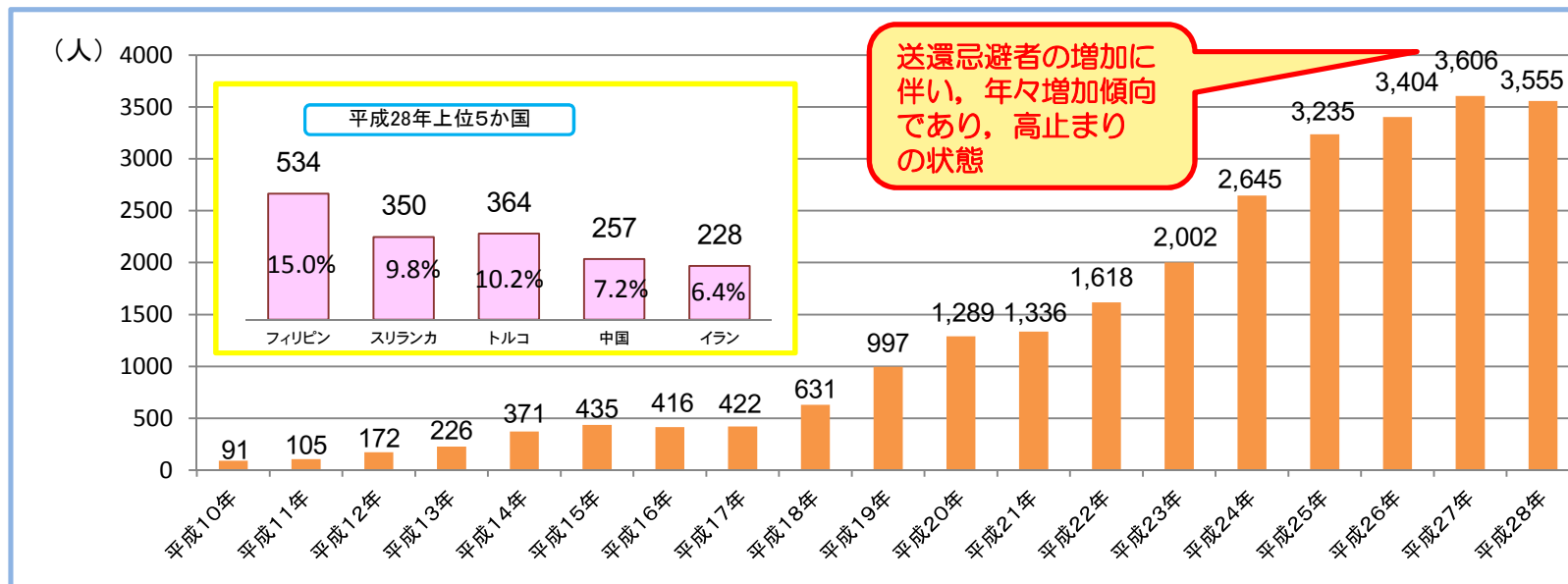
平成28年末現在、被退令仮放免者は3,555人となっており、これらの者は、本来であれば直ちにその国籍国へ送還すべきところであるが、濫用的に難民申請に及んだり、その者の国籍国政府が身柄の引き取りを拒否する等の理由で送還が滞っている状況にある。

なお、一部の被退令仮放免者は、仮放免中に殺人、強盗、薬物関連事案等の罪を犯し、刑事罰を受けて刑務所等に服役しているケースもあり、安心・安全な社会を脅かす存在となっている。

被退令仮放免者とは・・・

退去強制令書が発付され、本来なら国籍国へ送還されるべき立場にもかかわらず、諸般の事情等により直ちに送還できないことから、一時的に収容を解かれている者

《退令仮放免者の推移》



直ちに送還できない理由等

1 国籍国がその身柄引取りを拒否

国籍国の駐日大使館等が送還忌避者に係る臨時旅券の職権発給を拒否

2 濫用的難民認定申請

難民手続中は送還が停止されることから、この事情を知っている者が制度を濫用
入管法第61条の2の6第3項の規定

退令仮放免者3,555人中
1,759人が難民認定申請
(全体比約49%)

3 対当局（処分取消請求）訴訟提起

訴訟係属中の者に対しては、「裁判を受ける権利」に配慮して、裁判の終結まで事実上、送還を行っていない。

送還できない者の増加

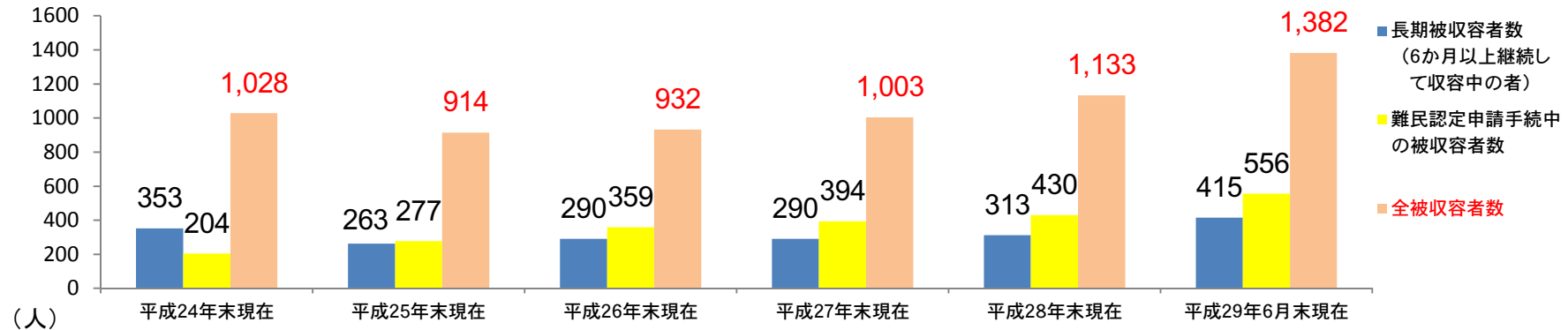


収容の長期化

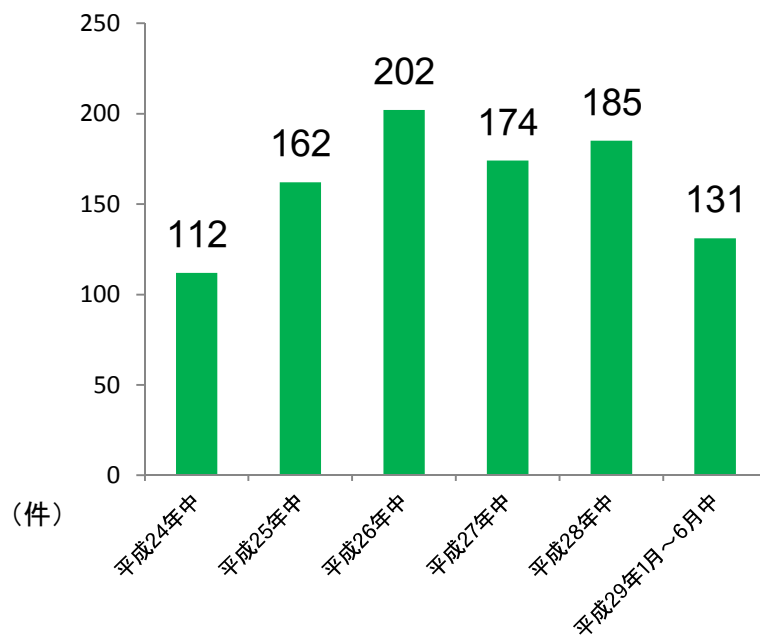


- 医療上の問題
- 施設内での規律上の問題
(仮放免を求めての官給食摂食拒否、職員への暴言・暴行、詐病・不定愁訴、集団による示威行為)
などリスクの増大

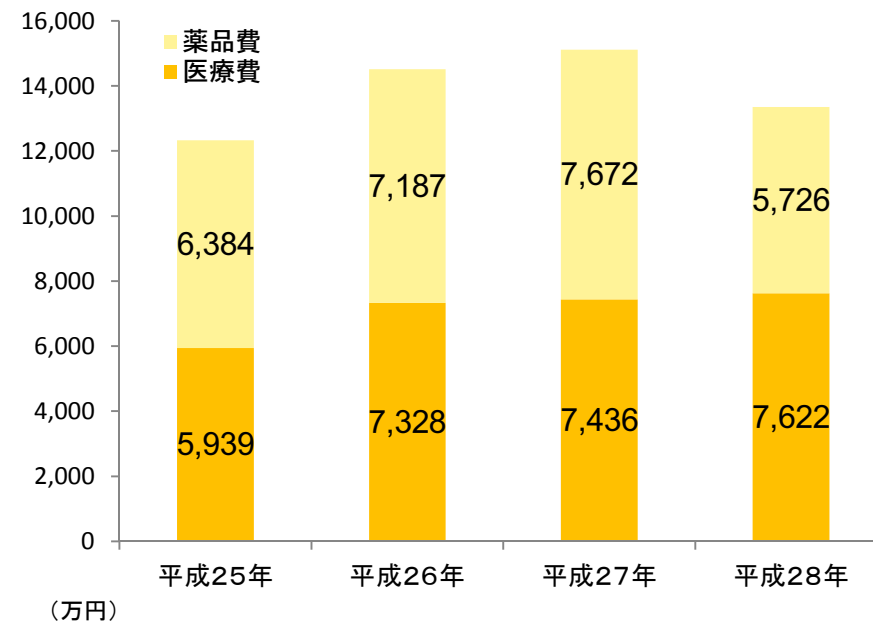
被收容者数の推移



隔離件数の推移



被收容者医療費の推移



チャーター機送還の推移

平成28年度末まで、計6回、248人を送還。

No	実施年月	使用空港	行き先	対象者	人数	職員等の数 (注)
第1回	平成25年7月	成田	フィリピン	フィリピン人	75人	62人
第2回	平成25年12月	成田	タイ	タイ人	46人	60人
第3回	平成26年12月	羽田	スリランカ ベトナム	スリランカ人 ベトナム人	26人 6人	70人
第4回	平成27年11月	羽田	バングラデシュ	バングラデシュ人	22人	63人
第5回	平成28年9月	羽田	スリランカ	スリランカ人	30人	69人
第6回	平成29年2月	羽田	タイ	タイ人 ベトナム人 アフガニスタン人	32人 10人 1人	69人

(注)職員等の数には海外護送官(入国警備官)、本省からの同行職員、医師・看護師、先方政府職員等を含む。

入管法第50条第1項

法務大臣は、前条第3項の裁決に当たって、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
- 四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

基本的な考え方

個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行う。

透明性・公平性の確保

考慮に際しての積極要素及び消極要素をガイドラインとして策定し公表することにより、運用の透明性・公平性をより一層高める。

主な積極要素

- 日本人の子又は特別永住者の子であること
- 日本人又は特別永住者との間に出生した実子を監護・養育等していること
- 日本人又は特別永住者との実体のある婚姻が成立していること
- 不法滞在者であることを申告するため、入国管理官署に出頭したこと

主な消極要素

- 重大犯罪等により刑に処せられたことがあること
- 出入国管理行政の根幹にかかわる違反又は反社会性の高い違反をしていること
- 過去に退去強制手続を受けたことがあること